

六、個人之地位等

六、人夫使用ハハ井組ヲ用ルニシテ金銀直接使用ニシタリ

ト手面ヲ提出シ其ノ理由トシ

一、先世ノ遺産ニシテノ利下ノ金貯り

二、三月以上居住ニシテノ在浦耕作ノ法ハ事カ前ニ適切ナリ

三、各々労働者、休業日ノ休業金等ニ依リテ院料ヲ出スル

故、半金料支院ハ人道上當此ナリ

四、今社ノ指定医ナラ病傷人ハ信用元医師、依リ金性返

支金トシテ治療セシメ下

五、人ノ自由ノ束縛シ得ズ、強制ノ加ヘトテラテ時代錯誤

ニシテキルニシテ協同ナク後退ヲ得ニシテ

六、労働者トシテ直接有テ徹底ノ排除ハ、ナラズシテ全社以テ

或ハ後進的ニ合理的ナ手段ナリ

一、此ノ文ニ付シ秋山社等ニ要求ナク一頃コトテ主眼ナク、本社ノ改革

理採納ニシテ勸告ノニシテ社人ト推知シ得テ、ハ人夫使用ヲ今社

直接ニシテシテトスニ決シテ、概ニ原則ニシテ、ハ今社ノ中心ニシテ、

トノ回念クナク、ハ今社ノ依ニ本社ノ集會見エナリトシテ、其ノ

信託ナリ

其二、此ニテ中依ニ本社ノ長ハ、人夫使用トシテハ、ハ三望見物、

籍口トシテ、不感的水動者トシテ、ハ途上喧嘩ニシテ、實ハ

社務ノ進展ヲ阻害スル、ハ社ノ健康ヲ害シ、ハ其ノ社務ノ健全ニシテ、

ハ社務ノ健全ニシテ、ハ社ノ健康ヲ害シ、ハ其ノ社務ノ健全ニシテ、

ハ社務ノ健全ニシテ、ハ社ノ健康ヲ害シ、ハ其ノ社務ノ健全ニシテ、

ハ社務ノ健全ニシテ、ハ社ノ健康ヲ害シ、ハ其ノ社務ノ健全ニシテ、